

東日本区事務所人事委員会規則

第1条 目的

第1項 この規則は、東日本区事務所（以下「区事務所」という）に勤務する事務所長および職員（以下「事務職員」という）の採用、昇任、処分その他の事務職員の人事に関し、その公正を期し、もって東日本区事務所人事委員会（以下「人事委員会」という）の職務、組織その他人事委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定義

第1項 この規則において、「事務所長」、「職員」とは東日本区定款施行細則第11条第2項に定める者をいう。

第2項 この委員会は、東日本区施行細則第6条第2項による常置委員会とする。

第3条 職務

第1項 人事委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

1. 事務職員の採用及び昇任に係る選考並びにこれらに関すること。
2. 事務職員の解雇及び懲戒の審査に関すること。
3. 事務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生制度の調査および研究に関すること。
4. 前各号に規定するもののほか、理事の指示に基づきその権限に属せられた事項に関すること。

第4条 構成

第1項 人事委員会は、次の6名をもって構成する。

1. 理事、次期理事、直前理事
2. 理事が任命する東日本区役員経験者（理事経験者を除く）の内3名
3. 委員長は、委員会の互選とし、原則として、理事以外の委員を選出する。

第5条 議事

第1項 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

第2項 会議は、委員の3分の2以上の出席で成立し、決議は出席委員の3分の2の賛成をもって決する。

第3項 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員任期

第1項 委員の任期は次のとおりとする。

委員の任期は3年とする。但し、委員長の任期は1年として連続して3期までの再任を妨げない。

第7条 人事委員会の開催

第1項 人事委員会は、当該年度内に2回以上の委員会を開催する。

第2項 前項の他、委員長の要請により随時開催できる。

第3項 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に列席させる事ができる。

第4項 委員会の開催時には、委員長は委員の中から書記を指名して議事録を作成し、保管する。尚、人事委員会の庶務は、東日本区書記において行うものとする。

第8条 事務所長

第1項 事務所長の採用に関する事項は次のとおりとする。

第2項 事務所長の候補者は、公募または、推薦により募集することができる。

第3項 人事委員会は、履歴書等書類選考の上候補者と面接を行い、2名ないし3名の候補者を人選する。

第4項 前項候補者の内1名を選出し、区役員会で承認を受け理事が任命する。

第5項 職員は、事務所長の推薦に基づき、人事委員会が決定し理事が任命する。結果を区役員会に報告する。

第9条 事務所長資格要件

第1項 事務所長は、原則として次の資質を有する者が望ましい。

1. ワイズメン運動に対する一定の経験・知識・理解があり、活動的な東日本区ワイズメンであること。
2. YMCA運動に対する一定の知識・理解があり、YMCA会員であること。
3. 英語による意思疎通の能力があり、ワイズメン運動の国際関係に明るいこと。
4. 業務概要を理解しており、事務(会計)能力を有すること。
5. 事務所に通勤可能なこと。
6. 任期中、継続が可能なこと。

第10条 事務職員任期

第1項 事務職員の任期は、原則として1年とする。

第2項 期間満了の日から6か月前までに人事委員会は本人の意向を確認し、支障のない場合は、さらに4年延長し、最長5年間とすることができる。

第3項 事務職員の定年は75歳とする。ただし、年齢が75歳を超えている場合でも、必要に応じて1年に限り延長することができる。

第11条 解任・解約

第1項 事務職員が違法行為を行うなど、事務職員としての適性を著しく損なう時、または、業務の遂行が困難な状況になった時、理事は人事委員会および常任役員会の議を経て、当該職員を解任することができる。後日、区役員会への報告を行う。

第2項 東日本区および事務職員は契約期間中であっても、6か月前の予告期間をもって契約を解約することができる。

第12条 評価

第1項 区事務所および事務職員の役割・業務内容は、「東日本区事務所運営内規」の定めによる。

第2項 人事委員会は、毎年事務職員の評価を行い報酬の決定・改訂、職員の待遇の検討および業務の確認・見直しを行う。

第3項 人事委員会は、前項の内容を理事および区役員会に報告する。

尚、新規の業務等については、事務所長からの提案に基づき人事委員会において審議し、理事に答申し、区役員会の承認を得る。

第13条 報酬

第1項 人事委員会は、毎年度事務職員の報酬について、前年度の報酬、前項の評価および経済状況の変動等を踏まえて見直しを行い、理事に報告しなければならない。

第2項 理事はこれらの報告に基づき、常任役員会において事務職員に提示する報酬額を決定する。

第3項 最終的には、事務職員と理事との間にて取り交わされる「業務委託契約書」によって双方合意のうえ報酬額は決定される。

第14条 改訂・廃止

第1項 疑義

この規則に疑義が生じた場合は、人事委員会の議を経て、理事に答申する。

第2項 改訂・廃止

この規則は、区役員会の議決により、改訂または廃止することができる。

第3項付則

この規則は、2012年11月10日から施行する。